

ドイツにおける音楽科教育に関する一考察（5）

－音楽科と他の諸教科との関連性に着目して－

伊 藤 真

(本講座大学院博士課程後期在学)

Zusammenfassung

Das Ziel dieser Aufsatzes ist es, die bestehenden Musiklehrpläne in Deutschland zu untersuchen, sowie Beschreibungen über Musiklernen in Zusammenhang mit anderen Fächern zu überprüfen. Nach verschiedenen Weisen beziehen sich Musiklernen auf andere Fächer. Musiklernen in Zusammenhang mit anderen Fächern werden in drei Hauptgruppen geteilt. Das Merkmal erster Gruppe ist es, nur teilweise Wechselbeziehungen zwischen Musik und anderen Fächern beschrieben zu werden. Das Merkmal zweiter Gruppe ist es, themenorientierende Projekte aufgebaut zu werden, und einige Fächer in Verbindung mit Musikalischen Lerninhalten gesetzt zu werden. Das Merkmal dritter Gruppe ist es, um gegenwärtige sozialen Probleme zu bearbeiten, neue Arbeitsfelder gesetzt zu werden, und alle Fächer auf die Arbeitsfelder zu beziehen.

Diese fächerzusammengesetzten Lernen werden nach Erziehungs- oder Schüleranschauungen flexibel organisiert, folglich handelt es sich um Aufgabenbewusstsein sowie fachliche Kenntnisse und Fähigkeiten der Lehrer in Unterrichtsgestaltung.

はじめに

ドイツの音楽教育における教科関連の先駆は、宗教の授業と歌唱の授業の結合に遡る。その後、20世紀に入ると改革教育学 (Reformpädagogik) の動きの中で、教科関連の原理 (fächerübergreifendes Prinzip) によって「合科授業 (Gesamtunterricht)」や「複合授業 (Ganzheitsunterricht)」が広められることとなる。ここではミューズ的思想に基づき、創造的能力の発達は個々の芸術諸教科においてではなく、すべての教科を包括することによって達成されることがめざされた¹⁾。1920年代の音楽教育改革の中心人物であつたケステンベルク (L. Kestenberg)²⁾は、「高等教育施設における音楽の授業の改革 (省令)」(1924)において、「音楽の授業では、言語と歌唱、ドイツ語と音楽史、音響学と物理学、宗教と宗教音楽、リズムと体操などの関連性が追求されなければならない。学問的諸教科の協力によって、音楽の授業は従来の孤立した状況から脱することができる」³⁾と述べている。

ドイツでは1990年代に「総合的学習」カリキュラムの開発が急速に進められた。これは、テーマ学習、プロジェクト学習などに代表されるような、教科横断的な学習を企図したものである。これらの学習は初等・中等教育段階のすべての学年およびすべての校種に想定されていることと、扱う内容が学際的であるということから、いわゆる教科主義と経験主義の議論とは異なるものであることが指摘されている⁴⁾。つまり、社会の急激な変化の過程で発生しうる諸課題への対応として、「総合的学習」カリキュラム開発の議論が行われたのである。

それ以前の1980年代のカリキュラムにおいても教科学習の中に他の諸教科との関連性が記されていたが、それは単に他の教科の単元との内容の関連を示すものであった⁵⁾。現行のカリキュラムにもこのような他の教科との関連の指示がみられる。このことから、音楽が他の諸教科との関連性を強く有していることは明らかであるが、さらに改訂を経た現行のカリキュラムは、現代社会の抱える諸課題に対応するために「単に他の教科の単元との内容の関連を示すもの」から「児童・生徒の日常生活に密着した包括かつ具体的な学習活動を示すもの」へと質的・量的ともに記述内容を拡大させている。ここでは、音楽科と他の諸教科との関連性に複数の方向が認められる。

本稿では、ドイツ全16州における近年改訂された現行の音楽科カリキュラムを対象として、他の諸教

科との関連性を示す記述を整理し、現状を把握した上で、複数の方向について各ケースの代表的事例をとり上げ検討を行う。なお、ドイツは州単位でカリキュラムが作成され、その名称や内容は多岐にわたるが、本稿では個々の州を扱う際には固有の名称を用い、ドイツ全体および複数の州をまとめて扱う際には「カリキュラム」という語を用いる。

1. 各州・各校種の音楽科カリキュラムにおける現状

これまでに、「総合的学習」にあたる「諸教科にわたる (fächerübergreifend)」学習や「教科間連携 (facherverbindend)」学習という用語が、16州中14州のカリキュラムに用いられていることが報告されている⁶⁾。近年のカリキュラムの改訂によってこれらの用語の定着はさらに進み、現行のカリキュラムではすべての州において用いられていることが確認できる。表1は各州・各校種の音楽科カリキュラムにおける諸教科にわたる学習や教科間連携学習などの記述の程度をまとめたものである⁷⁾。「プロジェクト学習」、「諸教科にわたる学習／活動／テーマ」、「教科間連携学習／活動／テーマ」、「他の諸教科との協同活動」など、州によってさまざまな形態による取り組みが行われている。

表1 各州・各校種の音楽科カリキュラムにおける他の諸教科との関連性の記述

校種	基礎学校	ギムナジウム	基幹学校	実科学校
バーデン・ヴュルテンベルク	△P	△PV	△V	×
バイエルン	○→	○→	○→	△
ベルリン	△ÜV→		△ÜV	
ブランデンブルク	△ÜV→		○ÜV	
ブレーメン	○P		△Ü	
ハンブルク	○→	○→		○Ü
ヘッセン	○Ü		○	
メクレンブルク・フォアポンメルン	△ÜV→		○ÜVP→	
ニーダーザクセン	△ÜV	○Ü	△Ü	△V
ノルトライン・ヴェストファーレン	△Ü	△PÜ / ○Z	○PÜ	○Ü
ラインラント・プファルツ	○PÜ		○ÜV	
ザールラント	×	○ZVP		○V
ザクセン	○→		○→	
ザクセン・アンハルト	△V	○Ü		○Ü
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	△Ü		○Ü	
チューリンゲン	○Ü→		○Ü→	

註) ○：詳細な説明がある

△：詳細な説明はなく言葉の記述のみがある

P：プロジェクト活動 (Projekt)

Ü：諸教科にわたる学習 (fächerübergreifend)

V：教科間連携学習 (facherverbindend)

Z：他の諸教科との共同活動 (Zusammenarbeit)

→：直接他の諸教科との関連の指示がある

(各州の音楽科カリキュラムをもとに筆者作成)

2. 音楽科と他の諸教科との関連の指示

ここでは、音楽科の個々の学習内容に対して他の諸教科と関連があることが示されている場合の事例を扱う。まずベルリン州／ブランデンブルク州／メクレンブルク・フォアポンメルン州の3州共通の基礎学級音楽科大綱教授プラン⁸⁾からいくつか例を示す。

第1・2学年の学習内容では、リズム学習として音綴（音節）による言葉や文章のリズム読みが行われる。これはドイツ語と関連している。また、歌を歌ったり、さまざまな声の出し方を実験的に体験する学習（動物の音）は、ドイツ語と事実教授と関連している。その他、「音楽の転換」の学習領域は他の芸術分野との関連が明確である。音楽に合わせて自由に動いたり、特定のリズムを動きで表現しダンスへと発展させる学習は、明らかにスポーツと関連している。また、音楽を絵画で表現する（あるいは図形楽譜を作成する）学習は造形芸術と関連している。第3・4学年においてもドイツ語、事実教授、スポーツ、造形芸術との関連がほとんどを占めている。

ハンブルク州基礎学校の音楽科教育プラン⁹⁾では、授業の個々の対象について関連性が示されている。「歌唱」には、事実教授¹⁰⁾（ヨーロッパと世界の生活）、数学（数字と演算）、英語（歌・遊び歌・韻）との関連が示されている。ドイツの歌の他にも諸外国の歌をとり上げるため、事実教授との関連が示されている。歌の拍子やカノンなどの扱いに関連して数学もとり上げられている。英語の授業では歌を通した学習を積極的に行っているため音楽との関連性が強いといえる。また、従来の教科ではなくテーマとして設定されている交通教育との関連も示されている¹¹⁾。子どもの歌には乗り物に関連した曲が含まれている。また、遠足や校外学習などの際には電車や自動車（バス）などに乗る機会もある。このようなことから、歌唱活動と交通教育を関連させていると考えられる。その他、音符の学習や音価の学習を行う「記譜」では、やはり数学（大きさの基本観念）との関連が示されている。なお、この教育プランには、テーマを中心とした授業においてプロジェクト志向の活動や諸教科にわたる活動が行われることが明記され、他の諸教科へのヒントが与えられている。ドイツ語と英語に関しては、歌唱の導入段階ではテキスト（歌詞）を理解し解釈することが重要であるとして、音楽の授業は言語学習にも寄与することが示されている。そして、歌唱や暗記（暗譜）はドイツ語や英語の授業においても支援されることが示されている。宗教に関しては、音楽と宗教のどちらも形・色・響きを通した感情の表現がテーマとなり、例えば「祝祭」というテーマは特に両教科が接近することが示されている。スポーツに関しては、「音楽に合わせ動く」という領域にはダンスや舞踏歌、器楽作品の習得が適当であると示されている。

バイエルン州ギムナジウムの音楽科教授プラン¹²⁾では、第7学年に設定されている学習領域「音楽実践」の「情報を収集し発表する」という活動（印刷メディアやインターネットを利用して、ロックシーンやポップシーンのグループまたは芸術家に関する情報を収集する）において、教科「自然と情報」の重点領域「情報」の「網目状の情報構成－インターネット」という活動との関連が示されている。

同じくバイエルン州の実科学校の音楽科教授プラン¹³⁾では、音楽と他の諸教科とのつながりとして、「歌唱」には生物とドイツ語、「外国の歌や曲」には外国語と地理、「時代（音楽史）」には歴史、「音楽劇」には造形芸術とドイツ語、「動きとダンス」にはスポーツ、「音響」には物理、「音価」には数学が、それぞれ示されている。各教科で獲得した知識や能力を他の領域に関連づけ、新たに、そして柔軟に利用・応用することがめざされている。

3. 教科の枠を越えたプロジェクトの設定

メクレンブルク・フォアポンメルン州前期中等教育段階の音楽科大綱プラン¹⁴⁾には、教科の枠を越えたプロジェクトの提案が示されている。プロジェクト活動の目的は、授業で扱われたことを直接生活の実践に生かし、生活のさまざまな領域を1つの教科からではなく多角的に観察し、実際にやってみることでより使えるものにし、多くの課題をチームでの活動を通して適切に解決できることを生徒に意識させることである¹⁵⁾。

プロジェクトの提案として「音楽劇」というテーマを挙げ、他の諸教科との関連が図示されている（図1）。ここでは、音楽が「歴史」、「造形芸術」、「ドイツ語／外国語」、「労働・経済・技術」、「スポーツ」の各教科とそれぞれの専門的内容を連携させながら、「音楽劇」という1つのプロジェクト学習を構成している。また、「水」というテーマでは、音楽は「生物」、「造形芸術」、「ドイツ語」、「労働・経済・技術／社会学」、「物理」、「地理」の諸教科と専門的内容を連携させることができている。このように、プロジェクト学習は、生徒の日常生活からテーマをとり上げ、単独の教科ではなく、複数の教科が連携して学習を深めていくものであるといえる。1つの事象が複数の教科の専門的内容と関連して成立していることを生徒に認識させる意図があると考えられる。

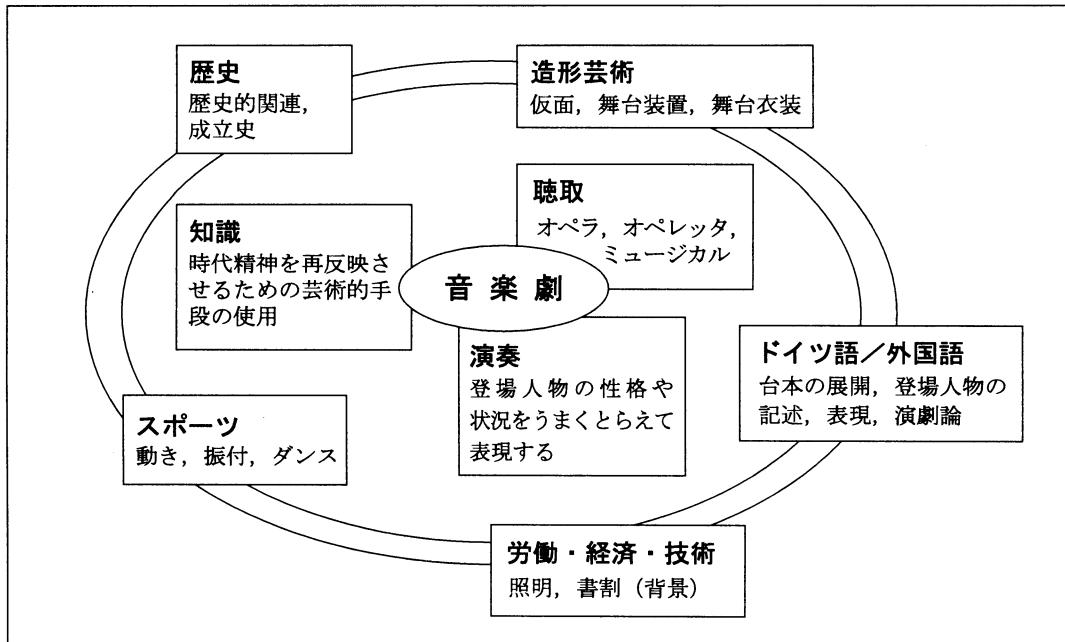


図1 プロジェクト「音楽劇」

出典) Mecklenburg-Vorpommern, Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur: *Rahmenplan Musik, Regionale Schule, Verbundene Haupt- und Realschule, Hauptschule, Realschule, Gymnasium, Integrierte Gesamtschule, Jahrgangsstufen 7-10.* 2002. S.19.

他の例としてザールラント州実科学校の音楽科教授プラン(第6学年)¹⁶⁾をとり上げる。教科間連携学習やプロジェクト学習と同様に、主要テーマ(Leitthema)に基づく学習も授業の中心として位置づけられている。可能な限り多くの教科が主要テーマを取り扱うことを推奨している。図2は主要テーマ「私たちは他の文化圏の人々と一緒に生活する」を図示したものである。テーマそのものが生徒の日常生活に密着した内容であり、生徒はこのテーマに基づいた学習を通して、身の回りの環境や自分の生活が学校教育におけるさまざまな教科と関連していることが理解できる。つまり、生徒は音楽の授業が独立した教科として存在すると同時に、他の諸教科と共に通じることが理解される。さまざまな教科が自分の生活に密着した存在であることにも気がつくであろう。

4. 教科の枠を越えた新たな活動領域の設定

諸教科にわたる活動には包括的な視点が必要であるため、個々の教科の視点を脱却し、さまざまな観点を網目状につなぐことが重要となる。ノルトライン・ヴェストファーレン州の実科学校のカリキュラムには、このような活動がめざすものとして次のようなことが示されている。すなわち、生徒が教科専門的な関連のみならず、重要性の関連においても学習すること、教員が他の教科や同僚からの援助を受けたり逆に援助したり協力すること、異なる教科の授業時間を利用することによって重要な内容を多角的に、コンパクトに、無駄なく扱うこと、教科の境界を捨てること、諸教科にわたる学習の過程を通して生徒を動機づけ、継続的な学習のための自信を与え、創造的な思考を活発化させること、などである¹⁷⁾。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の実科学校のカリキュラムには、教科の枠を越えた新たな教授・学習(Fächerübergreifendes Lehren und Lernen)が明確に記述され、その中に①健康教育(Gesundheitserziehung), ②環境教育(Umwelterziehung), ③異文化間学習(Interkulturelles Lernen), ④職業選択オリエンテーション(Berufswahlorientierung), の4つの活動領域が示されている。この取り組みの特徴は、各活動領域はすべて生徒を取り巻く社会問題から発生しており、すべての教科が関与するという点である。

主要テーマ：私たちは他の文化圏の人々と一緒に暮らす



図2 主要テーマの一例

出典) Saarland, Ministerium für Bildung, Kultur und Wissenschaft: *Lehrplan für die Erweiterte Realschule, Klassenstufe 6.* 1998.
S.133.

①「健康教育」は、子どもたちの身体的な疲労、慢性疾患、薬物・アルコールの消費などが近年増加していることを背景に、幅広く健康に対して理解する必要があるという問題意識のもとに設定されている。ここでの音楽科の内容は、第5・6学年では「音楽をダンスや即興的な動きに転換すること」、「歌唱を通して意識的に正しく呼吸すること」など、第7・8学年では「すべての生活範囲における音楽の影響」、「大音量の音楽による健康被害」などが示されている¹⁸⁾。

②「環境教育」は、生態系のバランスの中で存在する「環境」はあらゆる生命の基本前提であり、自然の一部である人間は環境の利用者であり汚染者であることの重大な責任を意識しなければならないとの考え方から設定されている。大気や気候の変化、森林破壊や動植物の種属の減少などに関する多くの調査によって、我々の環境は危機的状況にあり、人間は環境との接し方に責任をもたなければならない。生徒の環境問題に対する意識を高め、環境に対して責任をもって接するための準備態勢を支援したり、環境を意識した行動を生起させることができ大きなねらいである。ここでの音楽科の内容は、第5・6学年では、「響きのある楽器を使った情景描写の音楽」、「民謡の中の風景」、「音楽の作用」など、第7・8学年では、「自然の情景を音楽的に表現（転換）すること」、「政治的な歌」など、第9・10学年では「自分で撮影したビデオに音をつけること」、「ミュージカルの場面を書き、音楽をつけて上演すること」などが示されている¹⁹⁾。

③「異文化間学習」は、現在のドイツはさまざまな文化的多様性に特徴づけられた多文化社会であり、学校や社会において文化的な生活が多様化することの必要性に加えて、今日の世界がより強固に団結する重要性があることの認識から設定されている。学校は世界と人々の多様性を体験させる場を、外国人に対する不安を解消させる場を、そして共通の問題を解決するための考えを発展させる場を作り出さなければならない。また、あまり豊かではない国や貧困の世界からみると、児童・生徒たちは非常に豊かな産業地域の構成員であることに気づかせ、公平さや平等を無理な要求としてみなすのではなく、同じ尊厳をもつ人間の当然の要求としてみなす準備態勢を支援することが重要なねらいである。ここでの音楽科の内容は、第5・6学年では「異なる文化のダンス、歌、作品、楽器」、第7・8学年では「外国の伝統に基づくテキストの形成（ダンス、民俗音楽）」、「他の文化の歌を知ること」、「民俗的な音楽の特徴の背景を指摘すること」、第9・10学年では「国際理解の形態としての音楽」、「外国の音のイメージを知る」、「他の文化の音楽を注意深く観察し、音楽が歴史的、宗教的、社会的に左右されることを理解する」が示されている²⁰⁾。

④「職業選択オリエンテーション」は、生徒に職業選択の重要な視点を伝達し、職業世界を現実的なものとしてイメージできるように、職業の多彩さを紹介し、将来が原則的に開かれたものであるとともに自ら構築できるものとしてとらえることをねらいとしている。ここでの音楽科の内容は、第5・6学年では「さまざまな仕事に特徴的な物音を用いて、同時に音を出したり順に音を出したりして音遊びをすること」、第7・8学年では「職業世界の歌」、第9・10学年では「音楽の仕事のイメージ」が示されている²¹⁾。

おわりに

このように、音楽科を他の諸教科と関連させる術はさまざまである。各州の音楽カリキュラムを概観し精査すると、各教科のカリキュラムの部分的な相互関連性を示したもの（ケース①）、テーマを中心としたプロジェクト学習を設定し、その学習内容に関連する教科を連携させるもの（ケース②）、そして、生徒を取り巻く現代社会から生じる諸課題に対応するために新たな活動領域を設定し、すべての教科を関連づけたもの（ケース③）、の3つのケースが明らかとなった。これらを図示したものが図3である。ケース①では、音楽担当教員が自らの興味・関心を土台として、経験と知識を総動員させて音楽学習に他の諸教科の専門的視点を取り入れ、音楽の授業を深化・多様化させる。ケース②では、音楽の授業を基盤として他の諸教科の教員との連携のもとで、音楽主体の包括的学习が形成される。ケース③では、教科による学習の細分化を脱し、新たな活動領域に向けて従来の諸教科が方向づけられる。音楽科教育の視点からは、音楽の授業が教科専門的内容を土台としながら、学習対象を児童・生徒の実生活により接近したものへと視点を移動させることによって、音楽のための音楽に終始することなく、「教科としての音楽」から「生活の知としての音楽」へと学習の幅と音楽に対する認識の幅を拡大させることを可能にしているといえる。

このような他の諸教科と関連した学習を計画し実施する際には、教員同士の連携が鍵となる。ノルトライン・ヴェストファーレン州実科学校のカリキュラムでは、教員が協力し合うための能力や準備態勢が高

く要求されている²²⁾。教科の枠を越えた学習形態の組織や費用について話し合い、場合によっては従来の授業時間の見直しを図り、複合的なテーマに対する各教科の専門的内容や評価の方法についても議論することが不可欠である。このような取り組みは、各学校の教育観や生徒観に応じて、柔軟性をもって行われるものである。したがって、教員の問題意識や授業形成に関する専門的知識・能力が重要になるであろう。

また、諸教科を関連づけた学習活動の問題点として、隣接領域の親近性を過大評価するあまり、個々の芸術の独自性が希薄になる危険性が指摘されている²³⁾。教科の枠組みが堅固に保持されることと平行して諸教科を関連づけた学習活動をめぐる議論や取り組みが成熟しつつある現在、音楽科としての独自性を保持しつつ、児童・生徒志向の現代社会のニーズに対応した授業をいかに構成し、包括的な学習をいかに提供すべきなのかについて、今後の試行と議論を注視しなければならない。

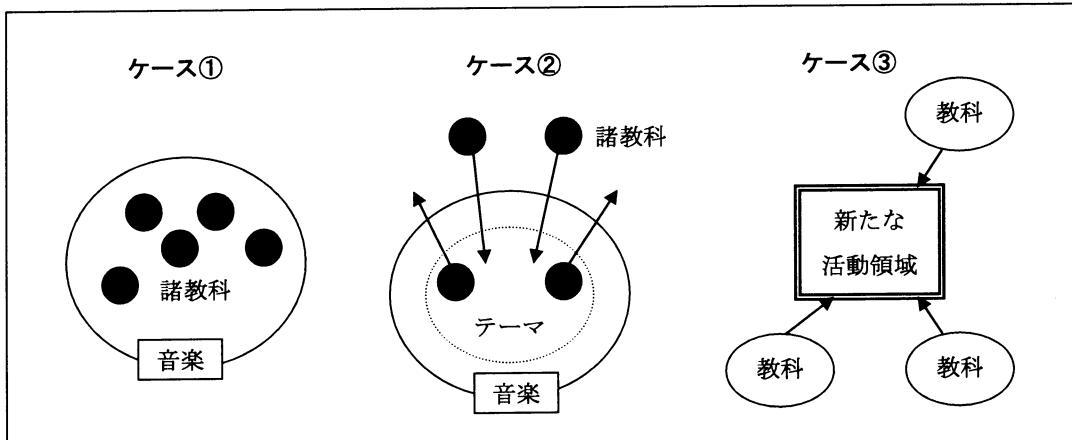


図3 音楽科カリキュラムにおける音楽科と他の諸教科の関連性

註および引用文献

- 1) アーベル＝シュトルート, S. (山本文茂監修)『音楽教育学大綱』音楽之友社, 2004, pp.411-415。
- 2) ケステンベルク (1882-1962) は、ドイツ社会民主党の教育研究者として活躍し、第1次世界大戦後はプロイセン科学・芸術・成人教育省の芸術審議会委員および音楽部担当官を務めるほか、国際音楽教育協会 (ISME) の前身である音楽教育国際協会を創設し、その指導にあたった。ケステンベルクについては、アーベル＝シュトルート, 前掲書, pp. 578-584, および S. ヘルムス / R. シュナイダー / R. ウェーバー編 (河口道朗監修)『最新音楽教育事典』大空社, 1999, pp.427-428 を参照のこと。
- 3) Kestenberg, L.: Reform des Musikunterrichts in den höheren Lehranstalten. Ministerialerlaß vom 14. April 1924. In: Nolte, E.: *Lehrpläne und Richtlinien für den schulischen Musikunterricht in Deutschland vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis in die Gegenwart, Eine Dokumentation*. Mainz: Schott, 1975. S. 106-112.
- 4) 大野亜由美「1990年代ドイツにおける学校教育改革としての『総合的学習』—バーデン・ヴュルテンベルク州、ノルトライン・ヴェストファーレン州を事例として—」日本比較教育学会『比較教育学研究』第24号, 1998, pp.101-118。
- 5) 同上, p.103。
- 6) 同上, p.101。
- 7) 本稿で扱う各州の音楽科カリキュラムは以下のとおりである。
Baden-Württemberg (Ministerium für Kultus, Jugend und Sport)
Bildungsplan 2004, Grundschule. 2004.
Bildungsplan 2004, Hauptschule, Werkrealschule. 2004.
Bildungsplan 2004, Realschule. 2004.

Bildungsplan 2004, Allgemein bildendes Gymnasium. 2004.

Bayern (Staatsministerium für Unterricht und Kultus)

Lehrplan für die bayerische Grundschule. 2000.

Lehrplan für die bayerische Hauptschule, Jahrgangsstufen 5 bis 9. 2004.

Lehrplan für die sechsstufige Bayerische Realschule, 2001.

Lehrplan für das Gymnasium in Bayern. 2004.

Berlin (Senatsverwaltung für Schule, Jugend und Sport)

Rahmenlehrplan Grundschule, Musik. 2004.

Rahmenplan für Unterricht und Erziehung in der Berliner Schule, Musik, Klasse 7 bis 10. 1993.

Rahmenlehrplan für die Sekundarstufe I, Jahrgangsstufe 7-10, Musik. 2006.

Brandenburg (Ministerium für Bildung, Jugend und Sport des Landes)

Rahmenlehrplan Grundschule, Musik. 2004.

Rahmenlehrplan Musik, Sekundarstufe I. 2002.

Bremen (Senator für Bildung und Wissenschaft)

Rahmenplan für die Primarstufe, Ästhetik. 2001.

Rahmenplan Musik für die Sekundarstufe I. 2002.

Hamburg (Behörde für Bildung und Sport)

Rahmenplan Musik, Bildungsplan Grundschule. 2003.

Rahmenplan Musik, Bildungsplan Hauptschule und Realschule, Sekundarstufe I. 2003.

Rahmenplan Musik, Bildungsplan Neunstufiges Gymnasium, Sekundarstufe I. 2003.

Hessen (Kultusministerium)

Rahmenplan Grundschule. 1995.

Lehrplan Musik, Bildungsgang Hauptschule, Jahrgangsstufen 5 bis 9/10.

Lehrplan Musik, Bildungsgang Realschule, Jahrgangsstufen 5 bis 10.

Lehrplan Musik, Gymnasialer Bildungsgang, Jahrgangsstufen 5G bis 12G. 2005.

Mecklenburg-Vorpommern (Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur)

Rahmenlehrplan Grundschule, Musik. 2004.

Rahmenplan Musik, Regionale Schule, Verbundene Haupt- und Realschule, Hauptschule, Realschule, Gymnasium, Integrierte Gesamtschule, Jahrgangsstufen 7-10. 2002.

Niedersachsen (Kultusministerium)

Kerncurriculum für die Grundschule, Schuljahrgänge 1-4, Musik. 2006.

Curriculare Vorgaben für die Hauptschule Schuljahrgänge 5/6, Musik. 2004.

Curriculare Vorgaben für die Realschule Schuljahrgänge 5/6, Musik. 2004.

Curriculare Vorgaben für das Gymnasium Schuljahrgänge 5/6, Musik. 2004.

Rahmenrichtlinien für das Gymnasium Schuljahrgänge 7-10, Besonderes Unterrichtsangebot im Fach Musik. 2001.

Nordrhein-Westfalen (Ministerium für Schule, Jugend und Kinder)

Richtlinien und Lehrpläne zur Erprobung für die Grundschule in Nordrhein-Westfalen. 2003.

Richtlinien und Lehrpläne für die Realschule in Nordrhein-Westfalen, Musik. 1993.

Richtlinien und Lehrpläne für das Gymnasium - Sekundarstufe I - in Nordrhein-Westfalen, Musik. 1993.

Rheinland-Pfalz (Kultusministerium / Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Weiterbildung)

Leitlinien für die Arbeit in der Grundschule. / Lehrplan Musik Grundschule. 1984.

Lehrplan Musik, Klassen 5-9/10. Hauptschule, Realschule, Gymnasium, Regionale Schule, Gesamtschule. 1999.

Saarland (Ministerium für Bildung, Kultur und Wissenschaft)

Vorläufiger Lehrplan Musik, Grundschule Klassenstufen 1-4. 1996.

Lehrplan für die Erweiterte Realschule, Klassenstufe 5. 1997; *Klassenstufe 6.* 1998; *Klassenstufe 7.* 1999; *Klassenstufe 8.* 2000; *Klassenstufe 9.* 2001; *Klassenstufe 10.* 2002.

Lehrplan Musik für die Klassenstufen 5 und 6, Achtjähriges Gymnasium. 2002.

Lehrplan für das Fach Musik, Klassenstufe 7, Achtjähriges Gymnasium. 2003; *Klassenstufe 9, Achtjähriges Gymnasium.* 2005.

Sachsen (Staatsministerium für Kultus)

Lehrplan für die Grundschule Musik. 2004.

Lehrplan für die Mittelschule, Musik. 2004.

Lehrplan für das Gymnasium Musik. 2004.

Sachsen-Anhalt (Kultusministerium)

Lehrplan Grundschule, Grundsatzband / Musik. 2005.

Rahmenrichtlinien, Sekundarschule, Schuljahrgänge 7-10, Musik. 1999.

Rahmenrichtlinien, Gymnasium, Schuljahrgänge 5-12, Musik. 2003.

Schleswig-Holstein (Ministerium für Bildung, Wissenschaft, Forschung und Kultur)

Lehrplan Grundschule, Musik. 1997.

Lehrplan für die Sekundarstufe I der weiterführenden allgemeinbildenden Schulen, Hauptschule, Realschule, Gymnasium, Gesamtschule, Musik. 1997.

Thüringen (Kultusministerium)

Lehrplan für die Grundschule. 1999.

Lehrplan für die Regelschule und für die Förderschule mit dem Bildungsgang der Regelschule, Musik. 1999.

Lehrplan für das Gymnasium, Musik. 1999.

- 8) Ministerium für Bildung, Jugend und Sport des Landes Brandenburg / Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Sport Berlin / Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur Mecklenburg-Vorpommern: *Rahmenlehrplan Grundschule, Musik.* 2004.
- 9) Freie und Hansestadt Hamburg, Behörde für Bildung und Sport: *Rahmenplan Musik, Bildungsplan Grundschule.* 2003.
- 10) 事実教授 (Sachkunde) とは、理科と社会を合わせた広領域教科のことである。
- 11) ハンブルク州では、課題領域として職業オリエンテーション、健康促進、グローバル学習、異文化間教育、メディア教育、性教育、社会・法律教育、環境教育、交通教育が設定されている。音楽の授業がこれらの課題領域と関連する場合もある。
- 12) Bayerisches Staatsministerium für Unterricht und Kultus: *Lehrplan für das Gymnasium in Bayern.* 2004.
- 13) Bayerisches Staatsministerium für Unterricht und Kultus: *Lehrplan für die sechsstufige Bayerische Realschule,* 2001.
- 14) Mecklenburg-Vorpommern, Ministerium für Bildung, Wissenschaft und Kultur: *Rahmenplan Musik, Regionale Schule, Verbundene Haupt- und Realschule, Hauptschule, Realschule, Gymnasium, Integrierte Gesamtschule, Jahrgangsstufen 7-10.* 2002.
- 15) Ebd. S.10.
- 16) Saarland, Ministerium für Bildung, Kultur und Wissenschaft: *Lehrplan für die Erweiterte Realschule, Klassenstufe 6.* 1998
- 17) Ministerium für Schule, Jugend und Kinder des Landes Nordrhein-Westfalen: *Richtlinien und Lehrpläne für die Realschule in Nordrhein-Westfalen, Musik.* 1993. S.113.
- 18) Ebd. S.121-131.
- 19) Ebd. S.132-142.
- 20) Ebd. S.143-153.
- 21) Ebd. S.154-163.
- 22) Ebd. S.118.
- 23) アーベル＝シュトルート, 前掲書, pp.414-415。